

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター
---------------------

### ②施設・事業所情報

名称： ラブクローバー浄心	種別： 小規模認可保育所	
代表者氏名： 佐藤 弘美	定員（利用人数）： 19（17）名	
所在地： 愛知県名古屋市西区康生通2-28ルディアマン1階		
TEL： 052-528-1230		
ホームページ： <a href="https://www.loveclover.co.jp/joshin/">https://www.loveclover.co.jp/joshin/</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日 2018年10月01日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社TWO CARAT		
職員数	常勤職員： 5名	非常勤職員： 4名
専門職員	（管理者） 1名	（保育士） 2名
	（保育士） 3名	（嘱託医） 2名
	（栄養士） 1名	
施設・設備の概要	（乳児室・ほふく室） 1室	（調理室） 1室
	（保育室・遊戯室） 1室	（便所） 1室

### ③理念・基本方針

<p><b>【保育所理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもがその子らしく成長発達することを保障します。</li> <li>・保護者の就労の保障をします。また、保護者の皆様が、心身共に健康であるために一緒に悩み考えます。</li> <li>・職員は資質向上に努めます。また、子どもたちの成長発達を保護者の皆様と喜び合える関係を目指します。</li> <li>・保育園と地域が共に関わりあう中で、子育て家庭を支援し、地域を元気にしていくための役割を考えます。</li> </ul>
--

### ④施設・事業所の特徴的な取組

<p><b>【特徴的な取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人一人に寄り添った、子ども主体の保育を実践している。</li> <li>「自分のことも友だちのことも大切にできる子ども」「何事も主体的に関わる事ができる子ども」「自分のことをしっかりと話す事が出来る子ども」「食べることが大好きな子ども」を目標に取り組んでいる。</li> <li>・おむつ、布団、エプロン、タオル等を園で用意し保護者負担を減らす取り組みを実践している。</li> <li>・栄養士を配置し給食には、季節食、行事食、おやつを提供をしている。</li> <li>・夏野菜を中心に栽培をし、それをクッキング体験に利用している。</li> </ul>
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 7月 25日（契約日）～ 令和 5年 3月 24日（評価決定日）  【令和 5年 1月 11・24日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

・西区エリア支援保育所、名古屋市地域子育て支援センターの巡回指導内容を積極的に保育に取入れ、園長のリーダーシップの下、保育園の運営が行われている。又、「園・保育士・業務員自己評価表」、「資質向上目標」、「人権保育チェックシート」等を活用して、保育の質の維持・向上につなげている。

・名古屋市専任保育士、看護師、保健師へ積極的に相談し、保育園の運営に活かしたり講習会・イベント情報を得て職員研修や行事などに取り入れている。法人内の系列各園の中で人事交流を行い、情報を共有し、職員の学びの場としている。このことで保育士の資質向上が図られている。

・職員の意見をよく聞き、休暇取得計画表や勤務シフトを作成し、働きやすい環境作りに取り組んでいる。

・登園時、子どもを受け入れ時における保護者対応は保護者からの伝達事項をしっかりと聞き保護者が安心して子どもを預けられるような関係作りを大切にしている。

・子ども一人ひとりと丁寧に向き合いながら子どもを主体とした保育の実践を行っている。

◇改善を求められる点

・求人は法人本部が自社求人サイト及び外部求人サイトにておこなっている。保育所でも保育士募集の貼り紙をするなど求人努力をしているが、希望する職員数には達していない。法人の「TWO CARAT求人サイト」があるので、事業所「ラブクローバー浄心サイト」から自社TWO CARAT求人サイトにアクセス出来る様にするなどして、どこからでも求人出来るよう検討されたい。

・中長期計画は事業所の意見が反映されたものが望ましい。

・業務の更なる効率化のため、CCSアプリ（保育園管理アプリ）の活用拡大やタブレットの活用を図られたい。事業所の困っている問題などについても法人本部の協力を得て改善に取り組まれたい。

・地域の福祉ニーズを把握するするために民生委員・児童委員、町内会、地域の人々との交流を広げる取組みから始められたい。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めて第三者評価を受審させて頂いたことで、園運営や保育内容の1つ1つの事案を振り返ったり、より深く考える機会になりました。また、子ども一人ひとりと丁寧に向き合いながら主体保育を実践していることに、一定の評価をいただいた事は、今後の励みになります。ありがとうございました。改善点として、保育室の環境整備や各事案に関する記録を残すこと。地域との関係の構築などの課題が明確になり、今後出来ることから1つ1つ取り組んでいきたいと思えます。保護者アンケートでは、心温かいコメントをたくさん頂戴し、とてもありがたく感謝申し上げます。貴重なご意見を真摯に受け止めながら、今後も保護者様に信頼していただけるよう、子ども一人ひとりの思いを大切にする保育を実践していきたいと思えます。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・乳児及び幼児の最善の利益を踏まえた保育理念や目標を掲げている。また、パンフレットや運営規程、重要事項説明書には事業の目的、運営方針が記載されている。職員へは入社時に園の保育理念、基本方針を就業時マニュアルで入社時に説明し、職員会議でも子どもの主体的な行動を大切にされた保育について説明・共有している。基本方針に外れた行動に気づいた時は、就業時マニュアルにて読み合せをおこない再度周知させている。</li><li>・保護者へは、保育内容の説明の折り、理念についても分かりやすく説明されたい。</li></ul>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・名古屋市わくわくプラン2024「子ども・子育て支援計画」及び「総合計画の策定に向けた考え方」から利用率の把握、コスト分析等を行っている。少子化による定員割れに備え「選ばれる園」「通わせたい園」を目指している。また、乳児及び幼児の保育では「人権保育」を重点と捉えている。</li><li>・地域における保育ニーズについても把握して園の取組に活かされたい。</li></ul>		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法人本部では定例会を開催して経営課題に対する対応策を検討している。DX(デジタルトランスフォーメーション)推進の方針を掲げ、特にCCSアプリ活用による業務の効率化を通して働きやすい職場づくりに取組み、人材の確保・定着を図っている。</li><li>・保育所の社会責任として子どもの成長発達の保障、保護者の就労保障、職員の資質向上、保育園と地域が共に関わる取組を進めている。</li><li>・経営課題を職員に周知する取り組みを期待する。</li></ul>		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中・長期計画として「DXの推進」、「保育業務の効率化・削減」、「保育の質向上」が掲げられている。</li><li>・園のビジョンを明確にしたうえで、職員の意見を反映し、成果目標を明確にした中・長期計画を立てられることを期待する。</li></ul>		

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ b ・ ㉔
<コメント> ・中長期計画を踏まえて単年度計画が策定されているとは言えない。 ・事業計画は中・長期計画を踏まえて策定し、項目毎の実施内容、目的・目標(数値)、担当、時期など整理することで管理しやすいように工夫されたい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ b ・ ㉔
<コメント> ・事業計画の策定・見直しは園長、職員が関与した組織的な取組になっているとは言えない。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・行事計画は周知されているが、事業計画の他の主要部分は保護者に周知されていない。 ・事業計画は分かりやすい資料を作成して説明し、保護者に周知されたい。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・名古屋市基準保育園用自己評価表の結果、アンケート結果を年度末に職員会議で話し合い、園の課題と取組内容を纏め、次年度の計画へ反映して展開する体制が出来ている。 ・但し、項目ごとの実施内容と評価、見直しがPDCAサイクルの流れで分かるように帳票を工夫して、職員全員が理解して取組みが出来るようにし、継続的な保育の質向上に結びつくような仕組みにされたい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・保育園用自己評価表等から明らかになった課題について実施事項を検討して改善計画にまとめ取り組んでいる。また、園長は職員用自己評価表の結果を職員との個人面談で確認し合い、解決すべき課題として提示している。その課題を全職員がそれぞれの「資質向上目標」として計画を立てサービスの質改善に取り組んでいる。 ・改善策についても項目毎に実施内容、目的・目標(ねらい)、担当、時期が分かるような計画を立て、計画的にサービスの質向上が図られるような取組に期待したい。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・職務分担については職種・職務内容を明記した運営規定で職員に説明して周知を図っている。運営方針については職員会議で職員に説明すると共に取組の中で分からないことがあれば、名古屋市地域子育て支援センターやエリア支援保育所に積極的に相談し結果を職員と共有して、日々の保育に活かしている。施設長不在時の役割については、「緊急事態が起こったら」パネルに不在時の権限委任を明記し、防災訓練の中でも施設長不在時を想定した訓練を組み入れている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・法令遵守について園長は十分理解しており自らもコンプライアンス研修に参加し、職員も必要に応じて研修に参加させて法令について周知を図っている。職員会議にて理念・基本方針、社内ルールを含めたコンプライアンスについて説明して周知させている。また、本年度は人権保育を重点に取り組み、全国福祉士会作成、全社協提供「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェック」にて職員毎の対応を確認、レーダチャートを活用し、園長が分析して職員への周知に努めている。</p> <p>・保育所を運営するために順守すべき法令について整理し、毎年の法令遵守重点事項を決めるときの参考とされたい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・利用者アンケート結果と園の自己評価表から明らかになった課題に対する改善を職員全員と話し合い質向上の取組をおこなっている。年度末には職員から園への要望も聞き取り、次年度の取り組みに結びつけている。本年度は「子どもを見る」を重点課題として毎月「エピソード記録」を作成し、その内容を分析して子どもの姿から、子どもの内面を見る力を養い、保育に活かす取組を始めた。名古屋市地域子育て支援センターと西区エリア支援保育所からの毎月各 1 回訪問の機会には積極的に指導を受け、園の保育の質向上に役立っている。また、紹介された研修会にも職員を参加させている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・CCSアプリを活用して登・降園の確認、出・退勤の管理、指導計画の作成、勤務シフトの作成、連絡メールの送受信などの業務の実効性を高める取組を行っている。また、コスト削減とコスト意識向上のため園長及び職員で手作りおもちゃの製作をしている。子どもが定員に満たないときには、子どもの募集ポスターを園の玄関に掲示し、子どもの入園を希望する保護者を行政に連絡して入園に結びつけたこともある。</p> <p>・自分が働いている会社や事業所の経営状況を知り、組織に貢献することは職員の喜びに通じる。職員の業務改善への意識を高めるためにも、経営状況について職員に周知を図られことを期待する。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a	⑥ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園からの要望に応じ法人が主体となり法人求人サイトで求人活動を実施している。また、外部求人サイト、ハローワークや直接学校への求人もおこなっている。現在、職員は不足しており、名古屋近隣の専門学校の就職活動情報があれば法人本部に連絡し、名古屋市保育士募集サイトでの求人を依頼している。法人においては SNS やホームページ刷新など求人サイトの見直しを進めているところである。</li> <li>・定着のために園長は職員へ声かけに努め相談しやすい環境を整えている。また、残業時間がないよう改善して職員の定着を図っている。</li> </ul>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	a	⑥ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用は人事基準に基づき法人本部でおこない、就業規則には報酬、資格手当、退職金などが明記されている。職員の資質向上目標に対する成果を見て、職員一人一人の能力・行動力などを評価している。</li> <li>・人事基準について職員への理解が十分でない状況なので、人事基準についても周知を図られたい。</li> </ul>			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	①	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に職員とは相談に応じて風通しの良い職場作りに努めている。勤務状況については勤務出退勤実績表、有給休暇取得表にて把握し、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮している。また、勤務予定表やシフト表も本人の希望に沿って作成している。有給休暇については休暇申請書を提出すれば希望通り休暇が取れるよう調整している、また誕生日有休制度を設けている。個人面談は年1回おこない困りごとを聞き助言を与えると共に、園への要望等を記入して貰うなど職員意見の反映が図られている。</li> </ul>			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a	⑥ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価に基づき「資質向上目標」を全職員が決め、職員会議にて報告し年度末には実施状況の振り返りをおこない次年度に繋げている。</li> <li>・目標管理は職員が共有出来るような目標の項目、水準、期限などを明確にした仕組みにされたい。</li> </ul>			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a	⑥ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市保育所研修一覧表の地域型保育事業(小規模保育事業)に該当する研修の中から必要な知識・技能を考慮して年度初めに職員と面談して年間研修計画を作成している。今年度は子どもの内面を見る力を養うため「エピソード記録」を全職員に月1回作成して職員会議にて発表させ、職員間の相互研鑽を実施している。</li> <li>・参加した研修は定期的に研修成果の評価を行い、職員ごとの研修内容の見直しを検討されたい。</li> </ul>			

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・研修は職員、パート共に、年に1回は受講できるよう配慮し、研修後は研修レポートを提出し、職員会議で発表して情報共有をしている。また、キャリアアップ研修にも参加させている。内部研修としては就業時マニュアル、人権保育について研修を行っている。新規職員については西区エリア研修「新規職員の新人研修」に参加させている。西区エリア支援保育所、名古屋市地域子育て支援センターから研修案内が入った場合は必要な研修を選定して参加させている。また、新規職員に対する「OJT教育」は主任が担当して実施、習熟度を確認しているが、習熟度については評価基準を明確にされたい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ b ・ ㉟
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・現在、実習生受け入れに対する計画はない。子育て支援員、見学実習など含め、他園の実習生受け入れ状況を確認して検討されたい。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・理念・基本方針についてはパンフレット、重要事項説明書に明記、ホームページには事業所保育理念、体制、保育内容や特徴が掲載されている。本年度第三者評価受審された機会に「第三者評価結果」や「事業計画」、「事業報告」、についても公表されたい。</p> <p>・苦情について苦情相談窓口、第三者委員は公表されているが、苦情に対する対応内容についても公表されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・経理については「経理規定」があり経理担当、経理責任者、帳簿、金銭出納、決算方法について明記され処理されている。事業所のデータは法人本部に直接送られ、財務関係は本社管理であり専門家による財務及び財務規律についての指導を受けている。</p> <p>・年1回、経理業務と保育業務に関する内部監査を受けているが、事業所に於いても指摘事項に対する改善内容を纏めフォローアップする仕組みを検討されたい。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・事業所保育理念に「保育園と地域が共にかかわりあう中で、子育て家庭を支援し、地域を元気にしていくための役割を考える」と掲げられている。天気の良い日は毎日近くの公園へ日替わりで場所を変え引率していき、地域の方と挨拶が日常的に交わらせるようになっている。コロナ感染の影響から、地域とのふれあいは少なくなったが、病児保育案内・食育・西区フェスティバルの情報や公園情報、小・中学校、病児保育所など記載された西区エリアぽかぽかマップなどの情報を保護者に提供している。</p> <p>・コロナ感染収束を見ながら地域の人々と子どもとの交流の機会をもつための計画を今から検討されたい。</p>		



II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ b ・ ㉔
<コメント> ・現在、法人系列保育園の園長会にて小学校の職場見学、中学校の職場体験の受け入れを前向きに検討しているところである。実現に向け、ボランティア受入れマニュアルの整備を進められたい。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・配慮が必要な子どもに対して療育センターや西区エリア保健師への相談の紹介をしている。家庭内での問題が見受けられる場合には児童相談所、区役所と連携を図り、情報を入手して対応している。エリア支援保育所と家庭的保育支援者(巡回指導)とは毎月各1回、積極的に相談して保育に役立てている。 ・西区エリアの子育て情報誌「ぽかぽか」を日々の保育、子ども・保護者の状況に対応できるように掲示している。 ・必要な社会資源は連絡先、機能を一覧表に纏めて職員間で共有し、いつでも活用出来るようにされたい。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	a ・ b ・ ㉖
<コメント> ・近隣の方が当園を訪れたときに地域の情報を聞く程度で、積極的な地域ニーズを把握するための取組は認められない。今後は民生委員・児童会、町内会、高齢者施設などの会合への参加や交流、あるいは子育て家庭への相談支援等の機会を通して福祉ニーズを把握する取り組みを進められることを期待したい。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ b ・ ㉗
<コメント> ・近隣の方から保育に関する相談があれば丁寧に相談に応じている。法人としての機能を含めて、多様な相談に対応できるよう期待したい。 ・系列保育園と情報を共有して、学校教育への協力や保有する知識・技術による子育て支援など出来ることから取り組まれたい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a	ⓑ・c
<コメント> ・重要事項説明書を用いて保育理念、基本方針を職員と共有化している。 ・子ども一人ひとりの思いを尊重した保育について職員会議で振り返り考える機会を繰り返しもち、共通理解して保育の実践に繋げている。 ・保護者にも子どもを尊重した保育についての保育理念や基本方針を掲示されると良い。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a	ⓑ・c
<コメント> ・就業時マニュアルや虐待対応マニュアル等を通して、職員は子どもの思いに寄り添った保育の実践をする意識をもっており、職員間で共有している。 ・排泄の誘導は、子どもの意思を尊重する丁寧な援助が見られるが、便器間に仕切りが取り付けられていない。子どものプライバシー保護を尊重する職員の意識を深めるとともに、設備の工夫が望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a	ⓑ・c
<コメント> ・ホームページや区役所に置いたパンフレットを通して、積極的に情報提供をしている。保育の様子分かる写真を多く掲載し誰が見てもわかりやすい情報発信の工夫がされている。 ・昨年秋には、見学希望者から毎日問い合わせがあり、園長が個別に丁寧な対応している。園長不在時でも職員の誰もが同じように対応ができる工夫を望みたい。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a	ⓑ・c
<コメント> ・入所が決定次第、保護者の意向を聞きながら、重要事項説明書をもとに保育の開始・変更について説明をするようにしている。重要事項説明書は保護者に手渡ししている。 ・保育の開始の際の「慣らし保育」については、慣し保育スケジュールを用い保護者の就労だけでなく家庭の都合など意向を聞きながら行っている。「慣し保育」は保育所を利用する保護者の様々な状況を踏まえて十分な配慮がされることを期待する。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a	ⓑ・c
<コメント> ・転園や卒園後の受け入れ先については、連携園をはじめ保護者の意向に沿えるよう相談を受け、希望に添えるような対応をしている。 ・子どもの育ちのリレーのために保育の継続性に配慮した引継ぎの文書の作成を望みたい。また、退所後も、保護者からの相談を受けているので記録として残されると良い。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	Ⓐ	b・c
<コメント> ・年に一度、クラス懇談会と個人面談をそれぞれ行い保護者と子どもの成長を共有するとともに個人的な質問や相談に応じる機会としている。年度末には保護者アンケートを実施し、結果は職員間で共有し、保護者にもアンケートの結果を公表している。コロナ感染対策のため子どもの様子を見る機会が減り残念という保護者からの意見を受け、日頃の保育場面の動画を園内で見る機会を設けた。今年度は季節ごとの動画を観る機会を設け保護者の要望に応じる姿勢が感じられる。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	① a ・ b ・ c
<コメント> ・苦情解決の体制について重要事項説明書に掲示して保護者に配布している。意見ボックスの設置や苦情申立て窓口についての掲示を行っている。苦情があった場合は、苦情意見対応マニュアル、苦情解決規定に沿って対応し記録をしている。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	① a ・ b ・ c
<コメント> ・日頃から、送迎時や連絡帳で子どもの様子を伝えあう中で、保護者の思いや要望等を伝えやすい雰囲気を作るようにしている。また、保護者の普段の様子や連絡帳の内容、子どもの様子から、園長や職員側からも積極的に声をかけ、話しやすい雰囲気作りを心がけている。 ・実際に相談があった際には、事務所を利用し、保護者から何でも話せる、聞いてもらえる信頼関係をもとにじっくりと話しあえる雰囲気や環境を整えている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ① b ・ c
<コメント> ・苦情箱の設置、送迎時職員との対話や連絡帳等の日々のコミュニケーション、クラス懇談会や個人面談、保護者アンケート等で、保護者が意見や要望を伝えやすい機会を設けている。保護者からの意見や要望等は、職員会議等にて職員に周知し、その後の保育に出来るだけ対応するよう、努めている。 ・保護者からの相談について自園の対応マニュアルをまとめられたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	① a ・ b ・ c
<コメント> ・事故や事件が発生した場合の対応チャートが各保育室と事務所内に掲示しており、チャートを基に、各種訓練を行い非常時に備えている。また、日頃の保育の中でのヒヤリハット報告・事故報告を作成し、事故防止に努めている。 ・誤飲による心肺蘇生や AED の扱い方など外部講師を招き研修を行ったり、全国で起こっている事故事例やグループ園における問題提起などを職員間で共有したりし、自園の安全対策に活かしている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ① b ・ c
<コメント> ・厚労省の「保育所における感染症対策ガイドライン」を職員に周知し、それに基づき対応するようにしている。保護者に対しては、入園時及び感染症発生時に口頭や掲示物などで感染症罹患時の症状や潜伏期間、登園の目安、医療機関での検査の要請などを伝えている。 ・汚物処理に関しては、専用のバケツにマニュアルを添付し、誰もが正しく対応できるようにしている。 ・自園の対応マニュアルを作成し、職員一人一人が十分に理解し、日頃から取組を進められたい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	① a ・ b ・ c
<コメント> ・各災害を想定したチャートが整備され、毎月1度、訓練を行っている。その他にも、年に1度災害用伝言ダイヤルを利用した訓練と園児引き渡し訓練を保護者の協力のもとで行っている。非常持ち出し品と非常食及び飲料水のリストが各部屋に掲示されており、誰もが対応できるようにしている。 ・保育中の散歩バックには着替えやオムツの他緊急連絡一覧表が常備され、災害時持ち出し用リュックは事務所と保育室に設置されている。災害時持ち出し用リュックの中身については、一覧表が作られており数や有効期限など分かりやすく管理されている。常に近隣や自治会、地域の行政との連携も視野に入れ子どもの安全確保を図られたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a	ⓑ・c
<コメント> ・標準化とは画一化と異なり保育を提供する職員が誰でも必ず行わなければならない基本となる部分を共通化することである。そのためには、保育の実践をする際に保育士間で大切にすることを共有してチームで保育の向上を目指すために保育マニュアル、安全保育マニュアル、保健マニュアル、危機管理マニュアル等標準的な実施方法を文書化し、確認と読み合わせを進められたい。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a	ⓑ・c
<コメント> ・標準的な実施方法については、年度初めに職員で見直す機会を作り、保育の質に関わる職員の共通意識を育てるという視点をもって振り返りをされたい。職員個人で毎月振り返りを行っているが、子どもの姿や成長に則したものになっているかどうか、職員間で共有し、検討されたい。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	Ⓐ	b・c
<コメント> ・入園時の提出書類と個別の面談で状況を把握し、個別の指導計画に反映している。登園の遅い園児の課題の把握や、食物アレルギー児への対応等個別の課題を指導計画の作成に反映し実践するとともに、職員会議で子ども一人ひとりの状況について共有している。必要に応じて巡回指導で相談をしたり、保健センターとも連携している。			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	Ⓐ	b・c
<コメント> ・入園時や連絡帳などにより家庭での姿を把握し、指導計画に反映するよう心がけている。年間指導計画は4期に分けて、個別月間指導計画は毎月末、評価と反省を行い、次に繋げるようにしている。また、今年度11月より名古屋市の指導の下、月間クラス指導計画において週ごとの評価反省を行うように改善している。今後とも子ども一人ひとりに寄り添った保育実践に活かすことができる評価・見直しを重ねられたい。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	Ⓐ	b・c
<コメント> ・個別月間指導計画を作成し実施状況の記録が適切に行われている。日々子どもの姿をとらえ必要な援助や活動内容を考慮して次月の計画に反映している。子どもの姿や状況の変化等については、昼の15分ミーティングや情報共有ノートなどで把握するようにしている。職員会議にて各クラスの状況を伝える機会を持ち子ども一人一人の状況を全職員で共有するようにしている。			
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a	ⓑ・c
<コメント> ・個人の記録については、事務所の鍵付きの書庫に保管し、持ち出し不可としている。連絡票やSDカードなどを、持ち出す際には、備品管理表に記載し、返却時にも記録するようにしている。記録の保管期間は、名古屋市の5年間保管のルールに準じている。 ・連絡票やSDカードなどを持ち出す際には、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講じるようにされたい。また、個人データの取扱に関する留意事項について、職員に定期的な研修を継続されたい。			

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・保育の全体的な計画は、保育理念や方針を踏まえて本部からのものをもとにして作成されている。年度末に評価・反省を行い、保護者の意向や、職員の意見を取り入れながら主任を中心に職員で見直しをしている。 ・保育の全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを十分に考慮し自園の特色を生かした計画を作成されたい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・保育室内には空気清浄機や加湿器が設置されている。訪問当日、散歩に出かける前までは、どちらもコンセントが抜かれており、湿度は 60%が適切とされる中 28%であった。室内に設置されている温・湿度計を活用し、保育業務の中でチェックシステムを徹底することが望ましい。 ・限られたスペースの中で、子どもや保護者の視線に不要な物がないか、全職員の知恵を絞って環境の見直しをされたい。			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・保育士は、一人ひとりの子どもの思いや発想に応じて優しく対応しているため、子どもが安心して自分の気持ちを表現している。 ・保育室ではそれぞれが、気に入ったところで遊んでおり、複数の保育士が連携し合って応じており、子どもの動きを制止したり、急かしたりすることなく穏やかに接している。			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・基本的な生活習慣を身につけるための一人ひとりの子どもに応じた援助は、強制をすることなく、子どもの自分でやりたいという気持ちに丁寧に関わっている。保育士は声を荒げることがなく保育士同士の声のかけ具合が適切である。誰が排泄に行ったのか、そこにどの保育士が援助に入るか、その間はどの保育士がフォローするとさりげなく合図を行い連携の取れたチームで保育をしている良さが感じられる。			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・天気が良ければ午前中は近くの公園に出かけ、子どもが見つけた発見や遊びを大切にして、集中力や想像力の育ちを阻害しないように声をかけ、寄り添うようにしている。子どもの遊びの様子を職員間でさり気なく伝えあい、安全に留意し、子どもの世界を壊してしまわないように配慮しながら、子どもが満足するまで遊びや行動を見守っている。			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・0歳児の保育室は、1・2歳児と別に設けられている。午前の保育時間は、午前寝する子がいたり、昼前に登園する子がいたりするので、0歳児の保育室で(年齢別に)保育をするようにしている。しかし、給食後から午後の午睡時間は、0・1・2歳児合同で保育するために0歳児は1・2歳児の保育室に移動することが多い。それによって職員の休憩時間を確保している。 ・様々な状況の中で工夫して保育をしているが、中々環境整備に力が注げない状況がみられる。保育室環境の見直しと整備に工夫されたい。			

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・1・2歳児で1つの保育室を利用して保育を行っており、ロッカーを仕切りにし保育環境を工夫している。落ちついた雰囲気の中で子どもたちが生活をしており、保育士が絵本を読む際も子どもに座ることを強制しない。そのため、子どもは、他事をしながらも絵本を見たり聞いたりしている姿が見られた。また、午前の保育活動は、天気が良ければ近くにある公園に出かけている。安全への配慮として、「今日はこの遊具で遊ぼう」と保育士が遊具を限定する誘い掛けがみられた。寒さが厳しい中での遊びを考えると、子どもの好きな「オオカミごっこ」が出て来たタイミングで、グラウンドを使って走り出すなど活動を状況に合わせて変更することも実践の中では求められる。保育は実践した後の日々の振り返りが重要である。保育の内容、方法の工夫をされることを期待する。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>該当なし</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>該当なし</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・長時間保育計画のもと、日々、担任と遅番担当とで連絡を密にし、登降園 チェック表などに伝達事項を記入し、日中の保育との連続性を保つようにしている。また、保護者と密に連携が取れるよう、担任が送迎時のどちらかは対応できるようなシフトを組んでいる。保育者間で、子どもの状況を共有し連携を取っている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>該当なし</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子ども達の体調の変化や健康状態に関する情報は全職員で共有している。感染症などが発生した場合は園内掲示や口頭で保護者に伝え、注意喚起をしている。また、午睡時は10分毎に、(0歳児は5分毎)睡眠チェックを行い、記録を残している。</p> <p>・SIDS の予防にも努め保護者には入園時に「重要事項説明書」に添付した書面で SIDS に関する情報提供をするとともに職員も SIDS を想定した訓練を行っている。</p> <p>・現在行っていることを整理し、標準的な実施方法をマニュアル化されたい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・園医による内科健診を年2回、歯科検診を年1回行っている。保護者の相談事項を園医に伝え、その結果を保護者に伝えるとともに対応を一緒に考えたり、受診を依頼したりしている。内科健診や歯科検診の結果は、記録するとともに、結果をその都度保護者に伝えている。</p>		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園時には全員必ず「アレルギーの有無」を確認し、食物アレルギーのある場合、保護者は、医師による「アレルギー疾患生活管理表」の提出と共に名古屋市指定のアレルギー対応の書類を提出している。それらの書類をもとに担任、園長、調理担当者が保護者との面談を行い、基本、給食は除去食での提供とし、提供する際には、個別のトレイに名前、アレルギー源が書かれた名札を付け、別の食器を使用し机も別になっている。また、調理担当者、提供者それぞれがチェックするシステムも今年度の途中から導入し、誤食を未然に防ぐ工夫をしている。</li> </ul>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育計画をもとに月間指導計画の中に食育目標を設けている。自分のタイミングで準備のできた子から順番に食事が取れるようにし、年齢や発達に応じた援助をしながら「自分で食べる」ことを大切にしている。食器は、子どもが扱いやすい形や重さに配慮している。</li> <li>・2歳児を中心に夏野菜を栽培し、年間を通して様々な食材に触れるクッキング体験を行っている。また、給食日より園で提供しているレシピを掲載し、食育に関心を持てるよう情報発信している。</li> </ul>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士が季節の食材を利用し行事食も取り入れるなど工夫した献立を作成し、完全自園調理で提供している。離乳食やアレルギー除去食など、個々の状況に応じて家庭と連携を取り対応をしている。</li> <li>・栄養士は各部屋を回り、食べている様子や子どもの声に耳を傾け2週間ごとに入れ替えている献立の作成時に活かすようにしている。</li> <li>・毎日、喫食状況や検食簿など各々に記録を残し、衛生管理マニュアルの下、衛生管理を行い記録をしている。</li> </ul>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳の利用で家庭での様子や園での様子を伝達し合うとともに、送迎時などにも口頭で子どもの状況をより具体的に伝えたり、保護者からの意向を聞いたりしながら連携を図っている。クラス懇談会(6月頃実施)と個人面談(1月頃実施)を実施し、クラスの状況や1年間の保育の内容を伝えたり、子どもの玩具や絵本などの紹介をしたり、個別に子どもの成長を伝え、成長の喜びを共有している。同時に、保護者からの質問や意見、要望等を直接聞く機会にし、要望に応じる手立てを考え実行する工夫をしている。</li> </ul>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの保育に関する相談だけでなく、保護者の就労や産休育休時の保育についてなど、あらゆる事柄において丁寧に相談に応じるようにし、信頼関係の構築に努めている。</li> <li>・相談を受ける時は、トラブルの防止、漏洩防止を考慮し、事務所内で複数の職員で対応している。</li> <li>・すべての相談内容と支援の状況を記録に残す工夫をし、一人一人の保護者の状況に応じた支援につなげられたい。</li> </ul>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止マニュアルがあり、職員に周知されている。日頃から、登降園の際には視診を行い、保護者の様子の変化にも気を配り、気になることがあれば職員間で情報を共有し対応している。問題を園だけで抱えず巡回指導員などの助言を求めるようにしている。また、家庭環境や保護者・子どもの様子から虐待が疑われる場合は、日々の保育を通して予兆を読み取っていくように努めている。</li> <li>・児童相談所及び保健センターなどから、問い合わせのあったケースに関しては、より一層の丁寧な見守り</li> </ul>		

に加え、小さな変化も記録に残すようにし、関係機関(児相、保健センター、区役所)との連携も図っている。

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a	ⓑ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開園以来、年に2回(9月・3月)名古屋市の様式で自己評価を実施し、園長との面談を行っている。また、昨年度からは、年度末にグループ園共通の様式を使用している。自己評価を基に、年度末には次年度の各々の資質向上目標を設定し、職員間で共有している。保育者の自己評価及び日々の保育の実践から、園全体としての課題を見だし改善のための取組を実践している。</li> <li>・今年度は「より深く子どもをみる」を課題に掲げ、「エピソード記録」を定期的に導入している。子どもの行動をとらえ「なぜ」と考察することが、子どもを深く理解することにつながるため今後も継続し、研鑽されたい。</li> </ul>			